

令和4年5月12日

令和元年度

島根県市町村民経済計算の概要

◇地区別市町村内総生産（名目）

松江地区	9 9 5 1 億円（対前年度増加率	+2.0%
出雲地区	6 9 6 7 億円（	” +1.7%
雲南地区	1 9 2 9 億円（	” ▲0.1%
大田地区	1 7 9 0 億円（	” +0.1%
浜田地区	3 2 7 3 億円（	” +1.0%
益田地区	2 2 3 7 億円（	” +2.1%
隠岐地区	7 4 6 億円（	” +0.4%

◇地区別市町村民所得（名目）

松江地区	7 1 3 3 億円（対前年度増加率	▲0.4%
出雲地区	5 5 5 9 億円（	” +2.7%
雲南地区	1 5 1 7 億円（	” ▲1.3%
大田地区	1 3 5 1 億円（	” +3.1%
浜田地区	2 3 0 5 億円（	” +4.3%
益田地区	1 5 8 6 億円（	” +2.8%
隠岐地区	5 4 0 億円（	” +4.2%

（注）地区別の市町村内訳は「利用上の注意 6.」のとおり

島根県政策企画局統計調査課

利 用 上 の 注 意

1. 推計方法について

- (1) 令和元年度島根県市町村民経済計算は、「2008年国民経済計算体系」に基づいて内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式（2015年（平成27年）基準版）」（https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/sakusei.html）に準拠して、平成23年度から令和元年度までを推計しています。
- (2) 市町村別に積み上げることのできる統計数値が少ないため、「令和元年度島根県県民経済計算」の県内総生産及び県民所得を人口や従業者数などの統計数値によって市町村に按分する方法で推計しています。
- (3) 市町村別の数値は名目値です。
- (4) 推計項目によっては誤差が大きくなる場合があることにご留意いただき、推計結果は市町村経済の大まかな特徴を把握するものとしてご利用ください。
- (5) 概要における説明・比較は地区単位（下記6.参照）で行い、統計表には市町村別の数値も掲載しています。

2. 本報告では、平成23年度から令和元年度までの推計値を掲載しています。過去に公表した推計値については、推計方法の変更等により遡及して修正を行っていますので、平成30年度以前の数値も本報告をご利用ください。

3. 表中の数値は、単位未満を四捨五入していますので、総数と内訳が一致しない場合があります。

4. 表中の符号は次のとおりです。

「0」	……表章単位に満たないもの
「-」	……該当がないもの

5. 表中の産業の内訳は、「県民経済計算推計方法ガイドライン（2015年（平成27年）基準版）」に準拠したSNA経済活動別分類であり、次の区分で表章しています。日本標準産業分類とは一致していません。

第1次産業……農林水産業

第2次産業……鉱業、製造業、建設業

第3次産業……電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術・業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービス

6. 表中の地区別市町村内訳は、次のとおりです。

松江地区：松江市、安来市

出雲地区：出雲市

雲南地区：雲南市、奥出雲町、飯南町

大田地区：大田市、川本町、美郷町、邑南町

浜田地区：浜田市、江津市

益田地区：益田市、津和野町、吉賀町

隠岐地区：海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

7. 表中の国の数値の出所は「令和元年度 国民経済計算年報」、県の数値の出所は「令和元年度 島根県県民経済計算」です。

8. 本報告に掲載しているデータは、ホームページでもご覧いただけます。（ダウンロード可）

<http://pref.shimane-toukei.jp/>

しまね統計情報データベース

検索

9. 本報告についてのお問い合わせは、下記にお願いします。

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県政策企画局統計調査課調査分析グループ

TEL 0852-22-5070

FAX 0852-22-6044

《参考》島根県県民経済計算の平成 27 年基準改定について

1. 基準改定について

国民経済計算では、概ね 5 年ごとに「産業連関表」、「国勢調査」などの主要な基礎統計の結果を反映させ、併せて実質値の評価基準となる年次の変更や、推計方法の改定、新概念の導入も行い、国民経済計算の計数全体を改定する「基準改定」が行われますが、国民経済計算に準拠して推計・作成している県民経済計算においても同様の改定を行っています。

2019 年度（令和元年度）国民経済計算年次推計で「2015 年（平成 27 年）基準改定」が行われたことを受けて、島根県県民経済計算の推計においても、「2011 年（平成 23 年）基準」から「2015 年（平成 27 年）基準」へ移行させる改定作業を行いました。

2. 島根県の平成 27 年基準改定による主な改定内容

（1）基礎統計の改定等への対応

- ① 平成 27 年産業連関表の反映
- ② 全国消費実態調査の全国家計構造統計調査への移行対応
- ③ 鉱工業生産指数及び第 3 次産業活動指数の 2015 年基準への対応
- ④ 商業統計調査の経済構造実態調査への統合・再編を受けた推計方法の見直し

（2）実質値の参照年の変更

参照年（実質値の評価の基準となる年次）を平成 23 暦年から平成 27 暦年に変更

（3）国民経済計算の 2015 年（平成 27 年）基準改定への対応

- ① 改装・改修（リフォーム・リニューアル）の総固定資本形成への計上
- ② 分譲住宅販売マージン等の反映
- ③ 娯楽作品原本の資本化、著作権等サービスの総生産としての計上
- ④ 住宅宿泊事業（いわゆる民泊）の反映
- ⑤ 国際観光旅客税の導入・計上

（4）電気業の推計方法の見直し

国民経済計算及び電力調査統計をベースに再生可能エネルギー等を反映

（5）中央政府等の扱い変更

県民経済計算推計方法ガイドライン（2015 年（平成 27 年）基準版）の準地域概念を導入し、一般政府を「中央政府等」（国及び政府機関に分類される独立行政法人、全国単位の社会保障基金）と「地方政府等」（県及び市町村、地方単位の社会保障基金）に分け、制度部門として、中央政府等はどの地域にも属さない域外（準地域）に位置する扱いに変更

※ 生産単位としては県内に存在するため、総生産額に影響ありません。

1. 令和元年度の島根県経済の概況

- 令和元年度の日本経済は、底堅い内需を背景に年度前半は堅調に推移したが、第3四半期は消費増税に伴い個人消費が低迷、続く第4四半期には新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大によりインバウンド需要が消失、加えて感染拡大防止のため政策的に経済社会活動が抑制されたことから、急激かつ大幅な景気後退に陥った。
- 島根県においても、年度後半は景気停滞の影響を受けたものの、社会情勢等を背景に建設業（公共投資）や保健衛生・社会事業（医療・保険、介護）の生産額が堅調に推移したことから、令和元年度の県内総生産は名目で2兆6893億円となり、前年度比＋394億円（同＋1.5%）、実質では2兆6620億円となり、前年度比＋312億円（同＋1.2%）となった。県民所得は、雇用者報酬の増加に伴い1兆9991億円となり、前年度比＋301億円（同＋1.5%）、1人当たり県民所得は295万1千円で前年度比＋6万6千円（同＋2.3%）となった。（表1、表2）

表1 県民経済計算の概要

区 分			平成30年度	令和元年度	対 前 年 度 増 加 額	対 前 年 度 増 加 率
島 根	県 内 総 生 産	名 目	2兆6499億円	2兆6893億円	394億円	1.5 %
		実 質	2兆6308億円	2兆6620億円	312億円	1.2 %
	県 民 所 得		1兆9689億円	1兆9991億円	301億円	1.5 %
	1 人 当 たり 県 民 所 得		288万5千円	295万1千円	6万6千円	2.3 %
国	国 内 総 生 産	名 目	556兆8279億円	559兆6988億円	2兆8709億円	0.5 %
		実 質	554兆7878億円	552兆9305億円	▲1兆8573億円	▲0.3 %
	国 民 所 得		402兆2290億円	401兆2870億円	▲9420億円	▲0.2 %
	1 人 当 たり 国 民 所 得		318万2千円	318万1千円	▲1千円	▲0.0 %

(注1) 総生産の実質値は、連鎖方式(平成27暦年連鎖価格)による。

(注2) 平成27年基準改定に伴い、これまで県民経済計算に含まれていた中央政府等に係る一部の推計値が、どの地域にも属さない域外(準地域)の取扱となったことから、「県民所得」と「国民所得」では推計の概念に違いが生じており、そのため、両者を単純に比較することはできない。

表2 経済活動別県(国)内総生産(名目)

項 目	実 数			対前年度増加率			構 成 比			対前年度増加寄与度		
	島 根 県			島 根 県			島 根 県			島 根 県		
	30年度	元年度	増減額	30年度	元年度	元年	30年度	元年度	元年	30年度	元年度	元年
県(国)内総生産	26,499	26,893	394	1.6	1.5	0.9	100.0	100.0	100.0	1.6	1.5	0.9
1 農林水産業	480	441	▲39	▲2.3	▲8.2	▲6.7	1.8	1.6	1.0	▲0.0	▲0.1	▲0.0
2 鉱業	39	39	▲0	▲3.4	▲1.2	▲0.3	0.1	0.1	0.1	▲0.0	▲0.0	0.0
3 製造業	4,516	4,516	0	5.1	0.0	1.8	17.0	16.8	20.7	0.8	0.0	▲0.2
4 電気・ガス・水道・廃棄物業	971	1,019	48	▲6.3	5.0	0.6	3.7	3.8	2.9	▲0.3	0.2	0.1
5 建設業	1,962	2,385	423	9.5	21.5	▲0.7	7.4	8.9	5.4	0.7	1.6	0.0
6 卸売・小売業	3,051	3,024	▲27	0.2	▲0.9	▲1.8	11.5	11.2	12.7	0.0	▲0.1	▲0.0
7 運輸・郵便業	1,124	1,131	8	1.5	0.7	0.6	4.2	4.2	5.3	0.1	0.0	0.1
8 宿泊・飲食サービス業	704	648	▲56	▲1.4	▲8.0	▲1.1	2.7	2.4	2.5	▲0.0	▲0.2	▲0.1
9 情報通信業	876	867	▲9	2.8	▲1.0	1.5	3.3	3.2	4.9	0.1	▲0.0	0.0
10 金融・保険業	823	832	9	2.0	1.1	1.9	3.1	3.1	4.1	0.1	0.0	0.0
11 不動産業	2,843	2,832	▲12	▲0.5	▲0.4	▲0.2	10.7	10.5	11.7	▲0.1	▲0.0	0.1
12 専門・科学技術・業務支援	1,577	1,566	▲11	2.2	▲0.7	2.1	6.0	5.8	8.1	0.1	▲0.0	0.1
13 公務	1,813	1,828	15	1.7	0.8	1.8	6.8	6.8	4.9	0.1	0.1	0.1
14 教育	1,430	1,410	▲20	0.6	▲1.4	0.6	5.4	5.2	3.4	0.0	▲0.1	0.0
15 保健衛生・社会事業	3,155	3,249	94	0.2	3.0	2.5	11.9	12.1	7.7	0.0	0.4	0.3
16 その他のサービス	999	1,002	3	▲3.2	0.3	▲0.9	3.8	3.7	4.0	▲0.1	0.0	0.0
輸入品に課される税等	135	105	▲30	10.0	▲22.5	▲18.6	0.5	0.4	0.4	0.0	▲0.1	▲0.1
第1次産業	480	441	▲39	▲2.3	▲8.2	▲2.9	1.8	1.6	1.0	▲0.0	▲0.1	▲0.0
第2次産業	6,517	6,940	422	6.3	6.5	▲0.7	24.6	25.8	25.7	1.5	1.6	▲0.2
第3次産業	19,366	19,408	42	0.1	0.2	0.8	73.1	72.2	72.3	0.1	0.2	0.6

(注)不動産業の総生産には持ち家の帰属家賃を含む。

- ・県民所得は、1兆9991億円で前年度比＋301億円、＋1.5%となった。

このうち、雇用者報酬は1兆3823億円で前年度比＋476億円、＋3.6%、財産所得は1105億円で同▲20億円、▲1.8%、企業所得は5064億円で同▲155億円、▲3.0%となった。(表3)

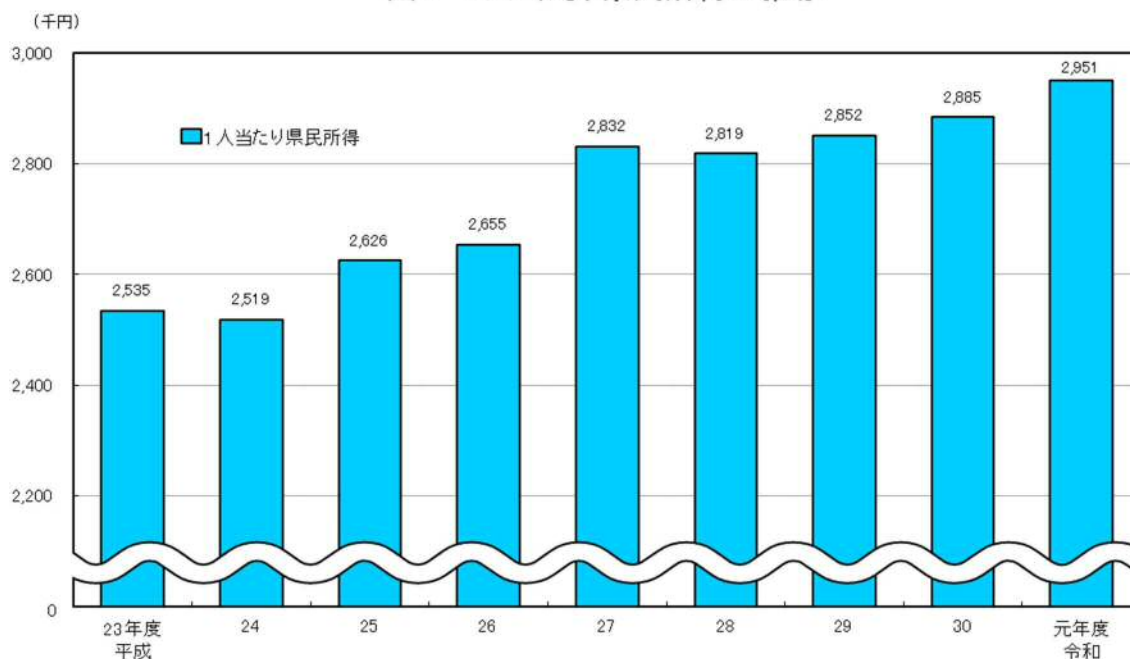
表3 県民所得の分配

単位: 億円、%

項 目	実数			対前年度増加率		構成比		対前年度増加寄与度	
	30 年度	元年度	増減額	30 年度	元年度	30 年度	元年度	30 年度	元年度
1. 雇用者報酬	13,346	13,823	476	3.4	3.6	67.8	69.1	2.2	2.4
(1) 賃金・俸給	11,327	11,793	467	3.7	4.1	57.5	59.0	2.0	2.4
(2) 雇主の社会負担	2,020	2,029	9	1.9	0.5	10.3	10.2	0.2	0.0
2. 財産所得	1,125	1,105	▲20	▲2.4	▲1.8	5.7	5.5	▲0.1	▲0.1
(1) 一般政府(地方政府等)	▲9	4	14	▲46.4	145.9	▲0.0	0.0	▲0.0	0.1
(2) 家 計	1,104	1,072	▲32	▲2.4	▲2.9	5.6	5.4	▲0.1	▲0.2
(3) 対家計民間非営利団体	30	28	▲2	7.1	▲5.5	0.2	0.1	0.0	▲0.0
3. 企業所得	5,218	5,064	▲155	▲5.4	▲3.0	26.5	25.3	▲1.5	▲0.8
(1) 民間法人企業	3,963	3,921	▲42	▲2.3	▲1.1	20.1	19.6	▲0.5	▲0.2
(2) 公的企業	▲231	▲240	▲9	▲10.0	▲3.9	▲1.2	▲1.2	▲0.1	▲0.0
(3) 個人企業	1,486	1,383	▲104	▲11.0	▲7.0	7.5	6.9	▲0.9	▲0.5
4. 県民所得 (1+2+3)	19,689	19,991	301	0.6	1.5	100.0	100.0	0.6	1.5

- ・県民所得の総額を県の総人口で割った1人当たり県民所得は、295万1千円で前年度比＋6万6千円、＋2.3%となり、3年連続の増加となった。(図1)

図1 1人当たり県民所得の推移



2. 地区別市町村内総生産（名目）

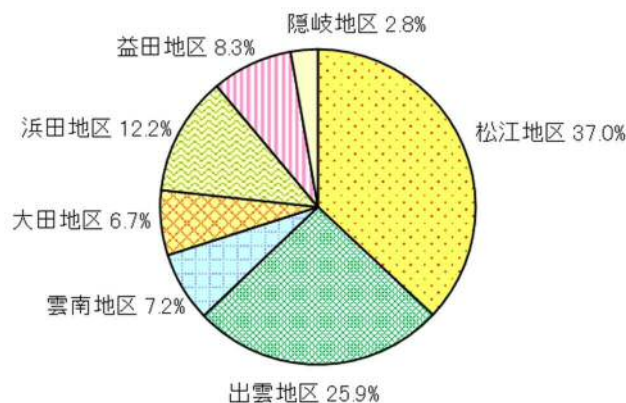
（１）令和元年度の地区別市町村内総生産

- 市町村内総生産の総額2兆6893億円を地区別にみると、松江地区が9951億円（構成比37.0%）で最も多く、次いで出雲地区が6967億円（同25.9%）、以下浜田地区が3273億円（同12.2%）、益田地区が2237億円（同8.3%）、雲南地区が1929億円（同7.2%）、大田地区が1790億円（同6.7%）、隠岐地区が746億円（同2.8%）の順となった。（表4、図2、図3）

表4 地区別市町村内総生産

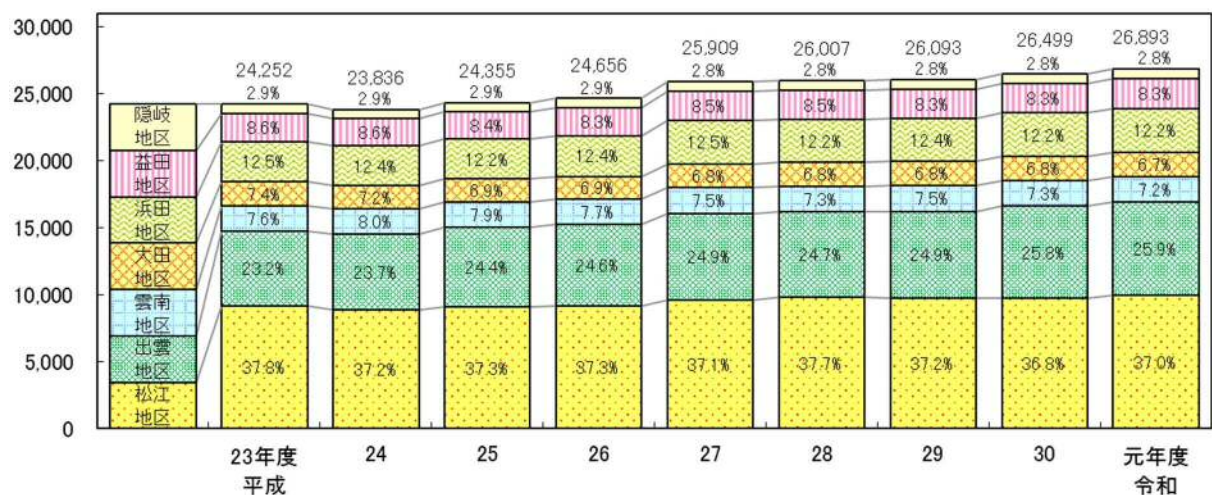
地 区	実数		対前年度増加率		構成比	
	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
県 計	26,499	26,893	1.6	1.5	100.0	100.0
松江地区	9,754	9,951	0.4	2.0	36.8	37.0
出雲地区	6,849	6,967	5.2	1.7	25.8	25.9
雲南地区	1,931	1,929	▲0.8	▲0.1	7.3	7.2
大田地区	1,789	1,790	0.7	0.1	6.8	6.7
浜田地区	3,241	3,273	0.2	1.0	12.2	12.2
益田地区	2,192	2,237	0.6	2.1	8.3	8.3
隠岐地区	743	746	1.4	0.4	2.8	2.8

図2 市町村内総生産の地区別構成比



（単位：億円）

図3 地区別市町村内総生産の推移



- ・ 地区別市町村内総生産を前年度と比較すると、松江地区、益田地区は2年連続の増加、出雲地区、浜田地区は3年連続の増加、隠岐地区は4年連続の増加、大田地区は6年連続の増加、雲南地区は2年連続の減少となった。

- 第1次産業は、すべての地区で減少した。
- 第2次産業は、すべての地区で増加した。
- 第3次産業は、雲南地区、益田地区を除き増加した。(図4、表5)

図4 地区別市町村内総生産の対前年度増加率の推移

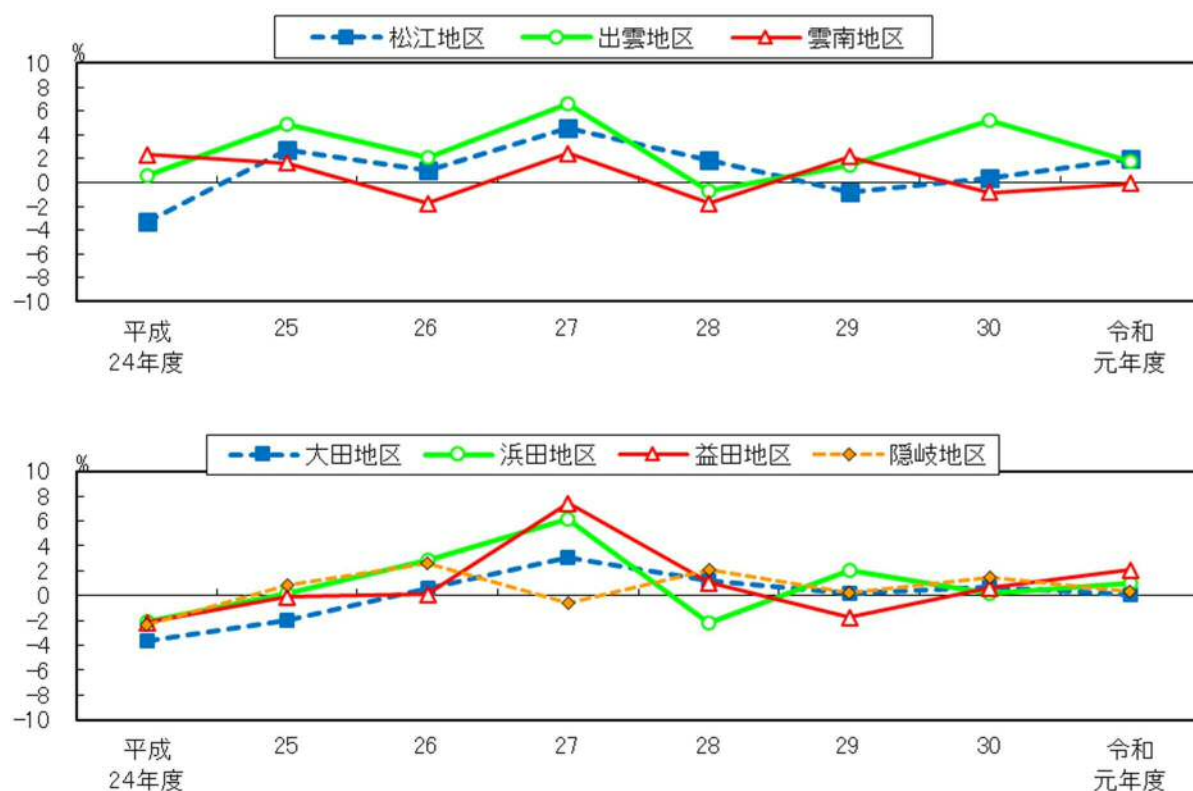


表5 地区別市町村内総生産の対前年度増加率に対する経済活動別寄与度

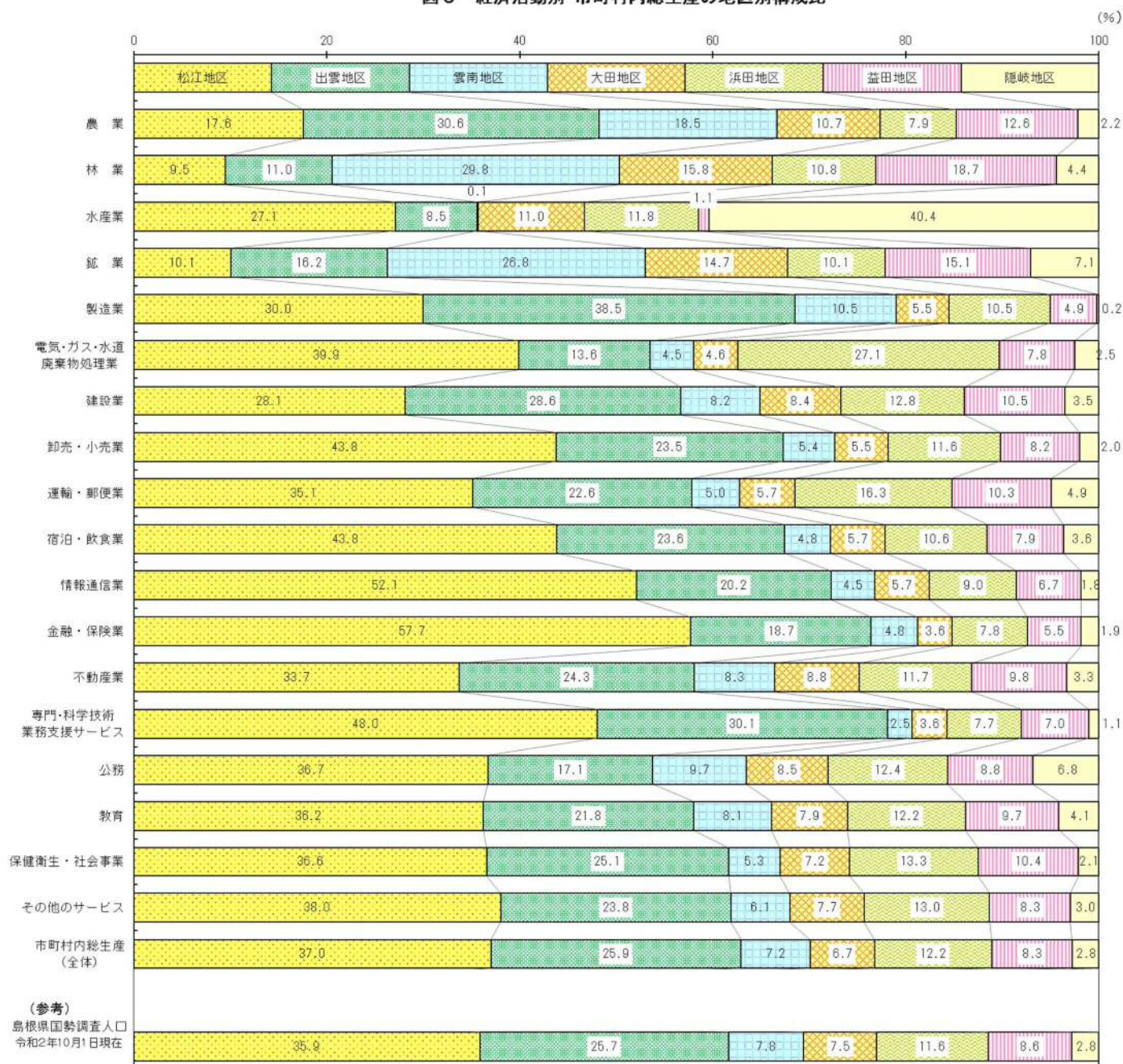
地 区	対前年度 増 加 率 (%)	経 済 活 動 別 寄 与 度 (%)								
		第1次 産 業	第2次 産 業	うち 製造業	うち 建設業	第3次 産 業	うち 電気ガス水道 廃棄物処理業	うち 卸売・小売	うち 専門科学技術 業務支援サービス	うち 保健衛生・ 社会事業
県 計	1.5	▲0.1	1.6	0.0	1.6	0.2	0.2	▲0.1	▲0.0	0.4
松江地区	2.0	▲0.1	2.1	1.0	1.0	0.1	0.1	▲0.2	▲0.1	0.3
出雲地区	1.7	▲0.1	1.9	▲0.3	2.2	0.1	0.1	▲0.1	▲0.0	0.3
雲南地区	▲0.1	▲0.2	0.3	▲1.2	1.4	▲0.0	0.1	▲0.0	▲0.0	0.1
大田地区	0.1	▲0.3	0.4	▲0.3	0.8	0.0	0.1	▲0.1	▲0.0	0.5
浜田地区	1.0	▲0.2	0.6	▲1.3	1.9	0.6	0.5	▲0.1	▲0.0	0.5
益田地区	2.1	▲0.2	2.4	▲0.4	2.9	▲0.0	0.2	▲0.1	▲0.0	0.5
隠岐地区	0.4	▲0.8	1.0	▲0.1	1.2	0.2	0.1	▲0.0	▲0.0	0.2

(注)増加率は輸入品に課される税等の加算後の値であり、産業別寄与度の計と一致しない。

(2) 経済活動別市町村内総生産の地区別構成比

- 第1次産業のうち、農業では出雲地区が30.6%、林業では雲南地区が29.8%、水産業では隠岐地区が40.4%と、それぞれ最も大きな割合となった。
- 第2次産業のうち、製造業では出雲地区が38.5%で最も高く、次いで松江地区が30.0%となった。建設業では出雲地区が28.6%で最も高く、次いで松江地区が28.1%となった。
- 第3次産業では、すべての経済活動で松江地区が最も高く、特に金融・保険業では6割近くを占めている。(図5)

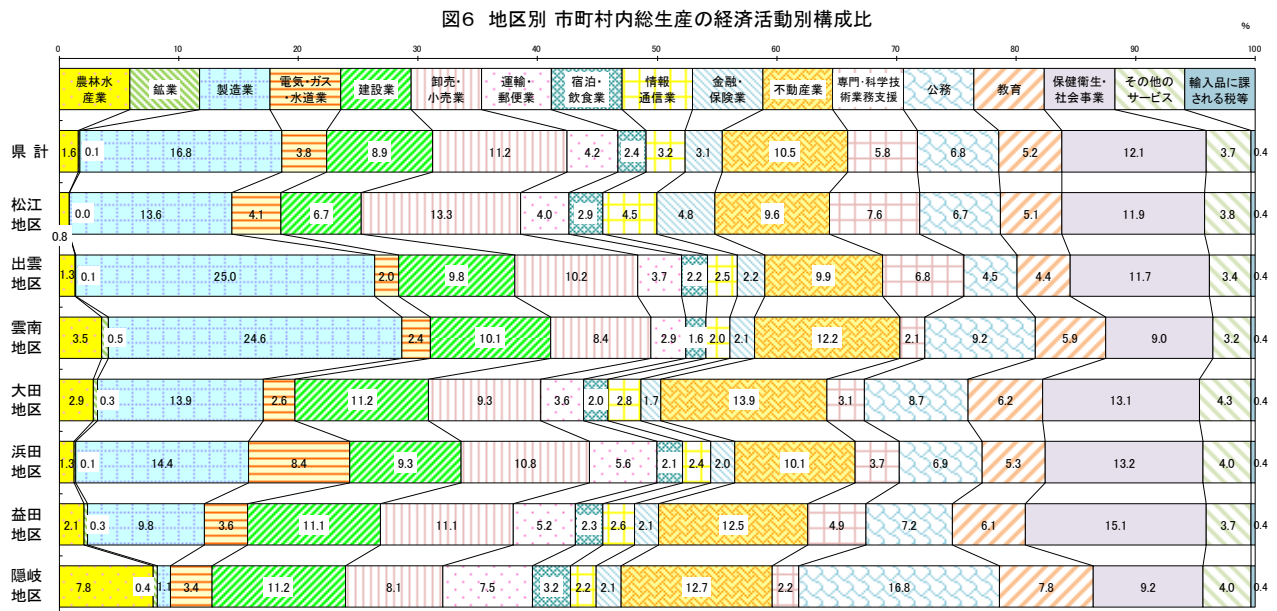
図5 経済活動別 市町村内総生産の地区別構成比



(3) 地区別市町村内総生産の経済活動別構成比

- ・ 松江地区は製造業が13.6%で最も高く、次いで卸売・小売業が13.3%、保健衛生・社会事業が11.9%となった。
- ・ 出雲地区は製造業が25.0%で最も高く、次いで保健衛生・社会事業が11.7%、卸売・小売業が10.2%となった。
- ・ 雲南地区は製造業が24.6%で最も高く、次いで不動産業が12.2%、建設業が10.1%となった。
- ・ 大田地区は製造業が13.9%で最も高く、次いで不動産業が13.9%、保健衛生・社会事業が13.1%となった。
- ・ 浜田地区は製造業が14.4%で最も高く、次いで保健衛生・社会事業が13.2%、卸売・小売業が10.8%となった。
- ・ 益田地区は保健衛生・社会事業が15.1%で最も高く、次いで不動産業が12.5%、建設業が11.1%となった。
- ・ 隠岐地区は公務が16.8%で最も高く、次いで不動産業が12.7%、建設業が11.2%となった。

(図6、表6)



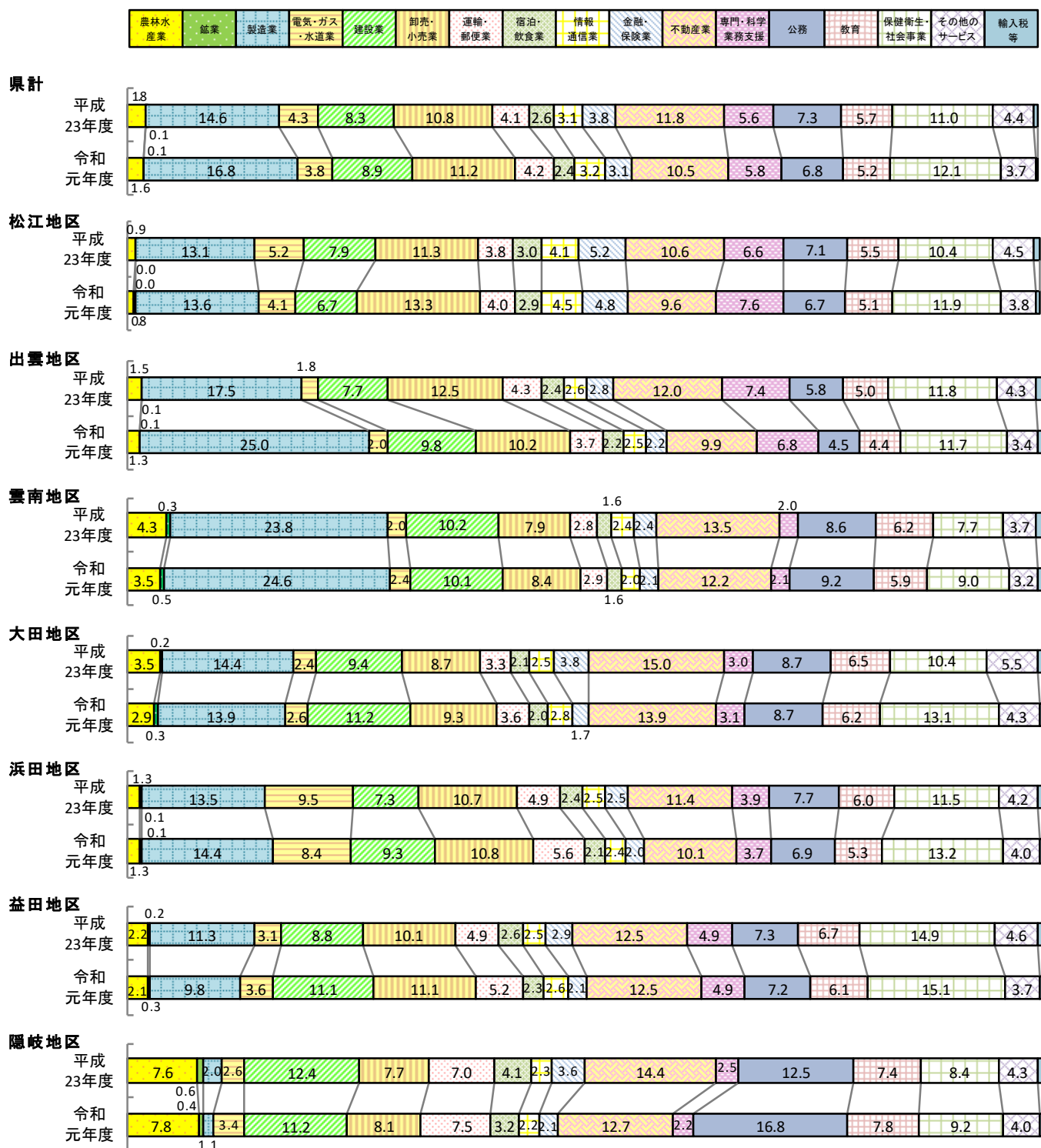
(注) 不動産業の総生産には持ち家の帰属家賃を含む。

表6 地区別市町村内総生産の経済活動別構成比の地区内順位

単位：％

地区	第1位	第2位	第3位
県計	製造業 16.8	保健衛生・社会事業 12.1	卸売・小売業 11.2
松江地区	製造業 13.6	卸売・小売業 13.3	保健衛生・社会事業 11.9
出雲地区	製造業 25.0	保健衛生・社会事業 11.7	卸売・小売業 10.2
雲南地区	製造業 24.6	不動産業 12.2	建設業 10.1
大田地区	製造業 13.9	不動産業 13.9	保健衛生・社会事業 13.1
浜田地区	製造業 14.4	保健衛生・社会事業 13.2	卸売・小売業 10.8
益田地区	保健衛生・社会事業 15.1	不動産業 12.5	建設業 11.1
隠岐地区	公務 16.8	不動産業 12.7	建設業 11.2

(参考) 経済活動別構成比 平成23年度との比較



(注) 基準改定後の推計対象期間 : 平成23年度～令和元年度。
 上図では推計期間中、最も古いデータと直近のデータを比較。

3. 地区別市町村民所得（名目）

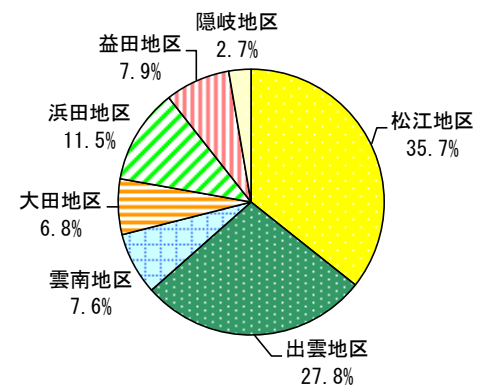
（１）令和元年度の地区別市町村民所得

- ・ 松江地区が7133億円で最も多く、次いで出雲地区が5559億円、浜田地区が2305億円、益田地区が1586億円、雲南地区が1517億円、大田地区が1351億円、隠岐地区が540億円の順となった。（表7、図7）

表7 地区別市町村民所得

地 区	単位：億円、%					
	実数		対前年度増加率		構成比	
	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度	平成 30年度	令和 元年度
県 計	19,689	19,991	0.6	1.5	100.0	100.0
松江地区	7,160	7,133	▲ 1.6	▲ 0.4	36.4	35.7
出雲地区	5,411	5,559	7.4	2.7	27.5	27.8
雲南地区	1,537	1,517	▲ 3.7	▲ 1.3	7.8	7.6
大田地区	1,311	1,351	▲ 1.9	3.1	6.7	6.8
浜田地区	2,209	2,305	▲ 1.8	4.3	11.2	11.5
益田地区	1,543	1,586	▲ 1.2	2.8	7.8	7.9
隠岐地区	518	540	▲ 0.3	4.2	2.6	2.7

図7 市町村民所得の地区別構成比

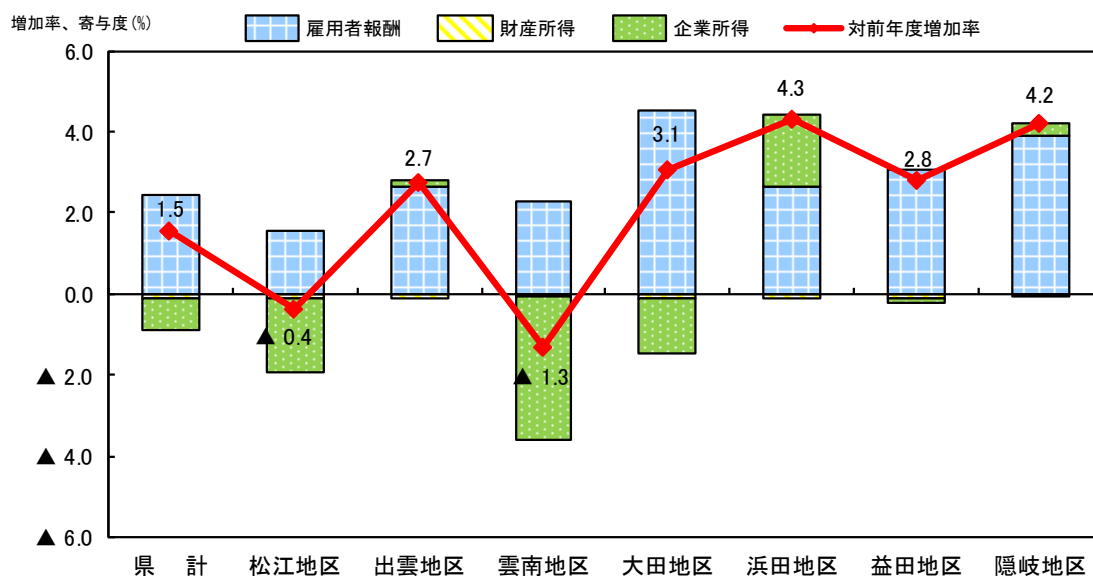


- ・ 地区別市町村民所得の対前年度増加率をみると、雇用者報酬はすべての地区で増加した。
- ・ 財産所得はすべての地区で減少し、企業所得は出雲地区、浜田地区、隠岐地区で増加した。（表8、図8）

表8 地区別市町村民所得（項目別）

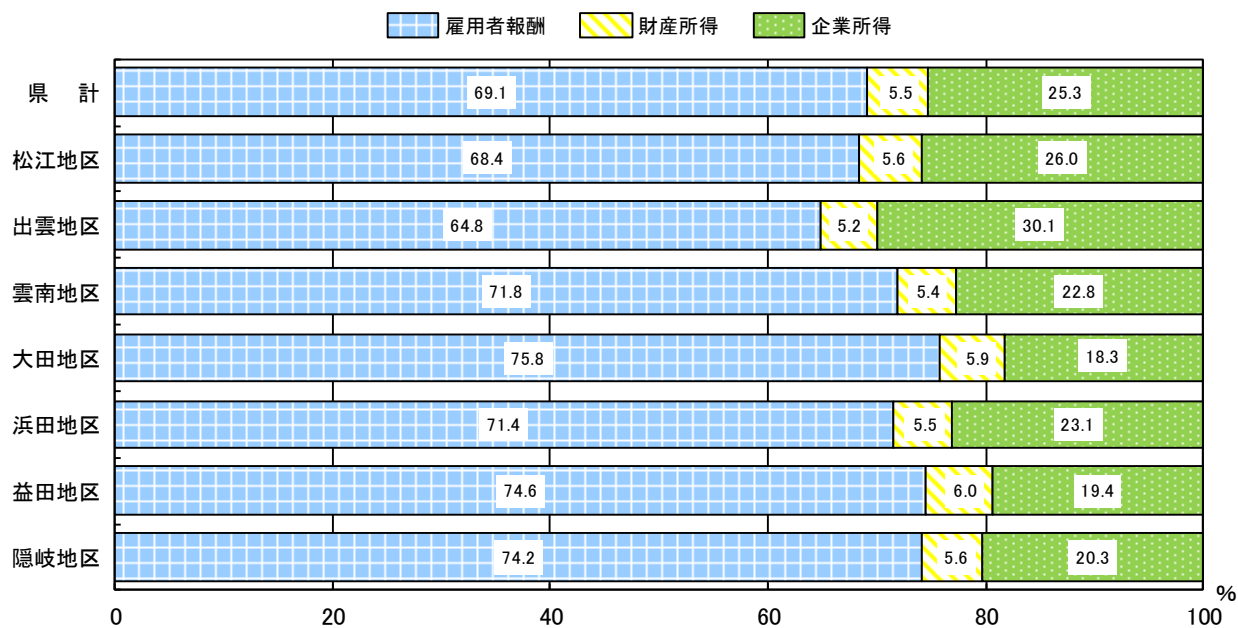
地 区	実数				対前年度増加率				対前年度増加寄与度			
	1 雇用者 報 酬	2 財産 所得	3 企業 所得	市町村民 所得 1+2+3	雇用者 報酬	財産 所得	企業 所得	市町村 民所得	雇用者 報酬	財産 所得	企業 所得	市町村 民所得
	単位：億円、%											
県 計	13,823	1,105	5,064	19,991	3.6	▲ 1.8	▲ 3.0	1.5	2.4	▲ 0.1	▲ 0.8	1.5
松江地区	4,879	402	1,851	7,133	2.4	▲ 2.0	▲ 6.6	▲ 0.4	1.6	▲ 0.1	▲ 1.8	▲ 0.4
出雲地区	3,599	289	1,671	5,559	4.2	▲ 1.8	0.6	2.7	2.7	▲ 0.1	0.2	2.7
雲南地区	1,090	81	346	1,517	3.3	▲ 1.3	▲ 13.5	▲ 1.3	2.3	▲ 0.1	▲ 3.5	▲ 1.3
大田地区	1,025	80	247	1,351	6.1	▲ 1.5	▲ 6.8	3.1	4.5	▲ 0.1	▲ 1.4	3.1
浜田地区	1,646	127	532	2,305	3.7	▲ 1.9	8.0	4.3	2.6	▲ 0.1	1.8	4.3
益田地区	1,183	96	308	1,586	4.1	▲ 1.8	▲ 0.5	2.8	3.1	▲ 0.1	▲ 0.1	2.8
隠岐地区	400	30	109	540	5.3	▲ 0.3	1.5	4.2	3.9	▲ 0.0	0.3	4.2

図8 地区別市町村民所得の項目別寄与度



- ・ 地区別市町村民所得の項目別構成比をみると、雇用者報酬の構成比は、最も高いのは大田地区で75.8%、最も低いのは出雲地区で64.8%となった。雲南地区、大田地区、浜田地区、益田地区、隠岐地区が県全体の構成比69.1%を上回った。
- ・ 企業所得の構成比は、出雲地区が最も高く30.1%、大田地区が最も低く18.3%となった。松江地区、出雲地区が県全体の構成比25.3%を上回った。(図9)

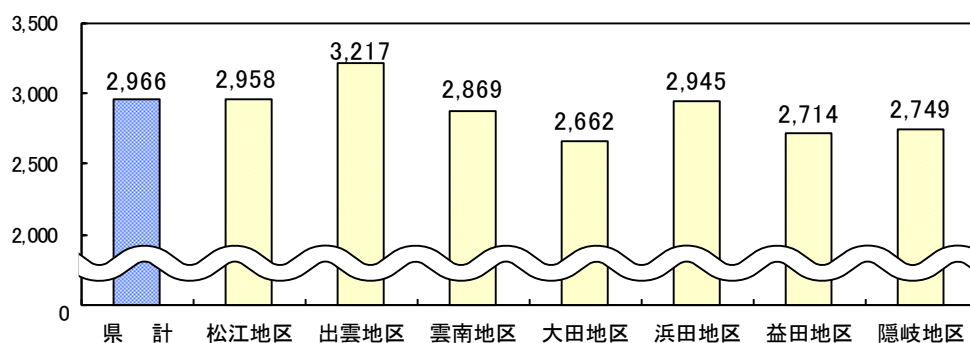
図9 地区別市町村民所得の項目別構成比



（２）令和元年度の１人当たり地区別市町村民所得（注）

- ・ 出雲地区が321万7千円で最も高く、次いで松江地区が295万8千円、浜田地区が294万5千円、雲南地区が286万9千円、隠岐地区が274万9千円、益田地区が271万4千円、大田地区が266万2千円の順となった。（図10）

（千円） 図10 １人当たり地区別市町村民所得

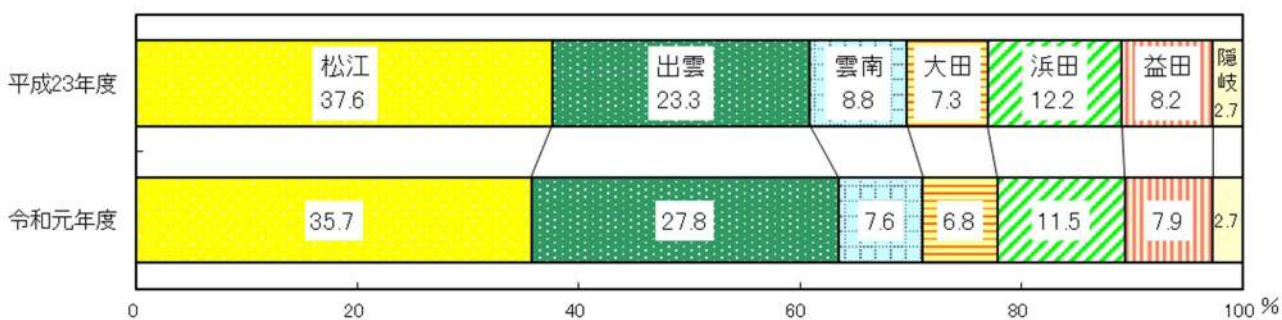


（注）1人当たり地区別市町村民所得は、地区別市町村民所得を地区別人口で割って求めている。なお、1人当たり市町村民所得は、企業の利益なども含めた地域経済全体の所得水準を表しており、個人の所得水準を表すものではない。

（３）地区別市町村民所得の構成比の推移

- ・ 市町村民所得の総額の地区別構成比を平成23年度（注）と比較すると、出雲地区で4.5ポイント上昇したのに対して、松江地区で1.9ポイント、雲南地区で1.2ポイント、浜田地区で0.7ポイント、大田地区で0.5ポイント、益田地区で0.3ポイント、それぞれ低下した。（図11）

図11 市町村民所得の地区別構成比の推移



（注）基準改定後の推計対象期間：平成23年度～令和元年度
上図では推計期間中、最も古いデータと直近のデータを比較した。

参 考 資 料

1. 市町村民経済計算の概念と内容

1 市町村民経済計算の概念

(1) 概念の定義

市町村民経済計算は、県民経済計算の概念を市町村の行政区域に適用して、市町村の活動を計測したものです。

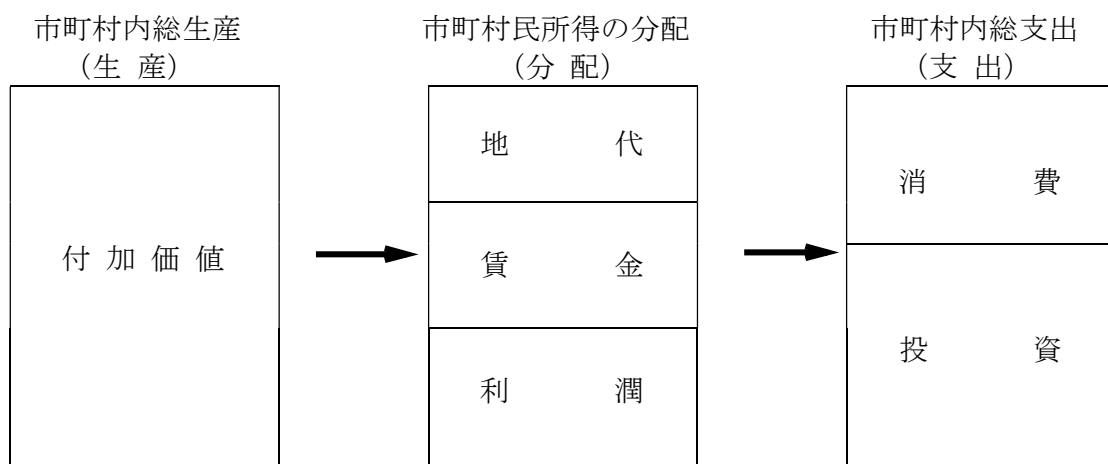
経済活動を、生産、分配、支出の三系列からみると、次のとおりになります。（第1図参照）

まず、各産業部門で、土地・労働・資本といった生産要素を使って生産活動が行われた結果、新たに生み出された財貨・サービスの価値（付加価値：産出額から原材料や燃料等の中間投入を除いたもの）の合計として把握されます（**生産**）。

次に、生産によって新たに生み出された価値は、各生産要素を提供した市町村内居住者に、地代、賃金、利潤などの所得の形で分配されます（**分配**）。

さらに、分配された所得の一部は消費され、残りは貯蓄されて投資に向けられます（**支出**）。

第1図 付加価値の流れ（循環）



このように、市町村民経済計算は同一の価値の循環を「生産」・「分配」・「支出」の三面からとらえたものであり、これらは理論的に一致します（**三面等価の原則**）。

この報告書においては「生産」・「分配」・「支出」の三面のうち、資料上の制約から生産面と分配面の推計を行っています。この「生産」と「分配」二系列の相互関連をみると第2図のようになります。

(2) 概念の基準

① 民ベースと内ベース

内ベース（属地ベース）とは、市町村という行政区域内での経済活動を、それに携わった者の居住地に関わりなく把握するもので、民ベース（属人ベース）とは、市町村内居住者の経済活動を、地域に関わりなく把握するものです。

なお、本書では「総生産」は内ベースで、「分配」は民ベースで捉えています。

② 市場価格と要素費用

市町村民経済計算の評価方法には、前述①の他にも、市場価格表示と要素費用表示という概念があります。市場価格とは、市場で売買される価格、すなわち最終購入者が最終生産物の市場取引に対して支払う売買価格で把握するものです。例えば、消費税は最終購入者が支払いますので、含まれます。また政府が企業に支払う補助金（設備投資に係るものでなく、販売価格を引き下げるといった性質のもの）も含まれることになります。要素費用とは、生産主体が土地、労働、資本などの生産要素に対して支払う費用で、所得を把握するものです。なお、本書では「生産」は市場価格で、「分配」は要素費用で捉えています。

③ 総（グロス）と純（ネット）

建物、機械設備などの固定資産は、生産の過程において年々減耗しますが、その減耗分を評価し将来の代替のために費用として計上したものを「固定資本減耗」といいます。

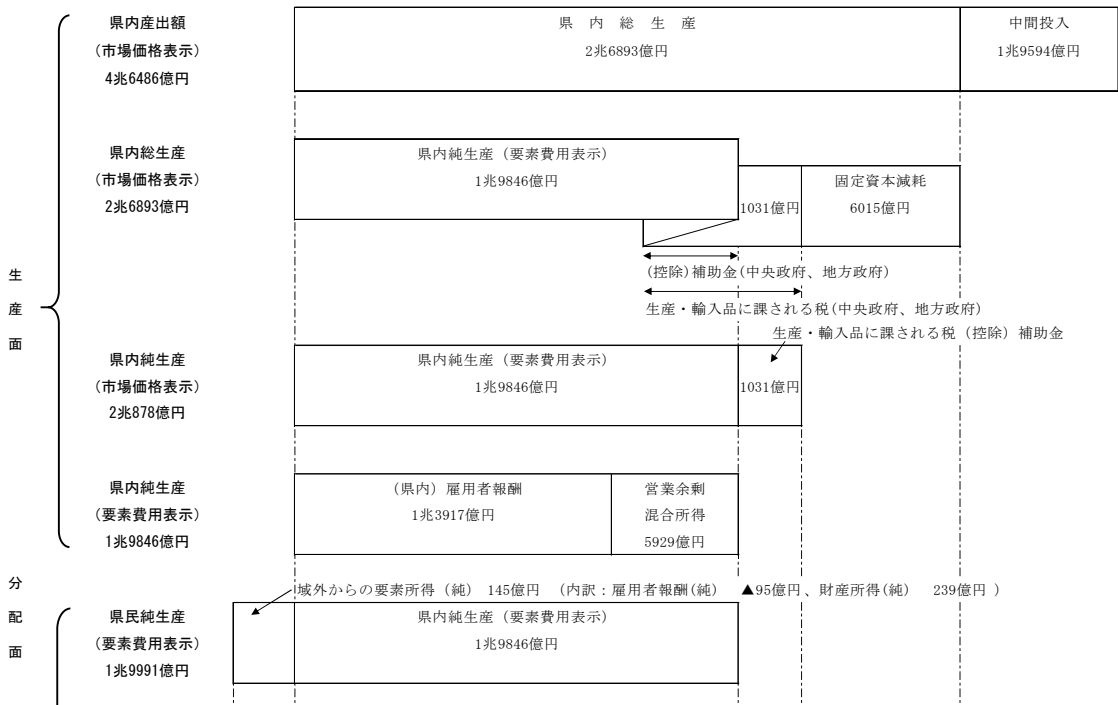
この「固定資本減耗」を含んだ形で評価した付加価値を「総（グロス）生産」といい、控除して評価された付加価値を「純（ネット）生産」といいます。両者の関係は、次のように表すことができます。

市町村内総生産＝市町村内純生産（市場価格ベース）＋固定資本減耗

なお、本書では「生産」は総ベースで、「分配」は純ベースで捉えています。

第2図 県民経済計算の概念と相互関連
（市町村民経済計算の合計＝県民経済計算）

【参 考】県民経済計算の諸系列の相互関連（値は令和元年度値）



(注) 総数と内訳の和は、単位未満を四捨五入しているため一致しない場合があります。

県内総生産＝産出額－中間投入
県内純生産＝県内総生産－固定資本減耗－（生産・輸入品に課される税－補助金）
県民所得（分配）＝雇用者報酬＋財産所得＋企業所得

2 市町村民経済計算の内容

(1) 経済活動別分類と制度部門別分類

「経済活動別分類」は、財貨・サービスの生産について意思決定を行う主体の分類です。これは生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所が基本単位となっています。

なお、平成 23 年基準（2008SNA 準拠）から、国際標準産業分類（ISIC Rev.4）と可能な限り整合的なものとなるよう設定されています。

「制度部門別分類」は、所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類で①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府（地方政府等）、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の 5 つに大別されています。

二つの分類については、下図のとおりです。

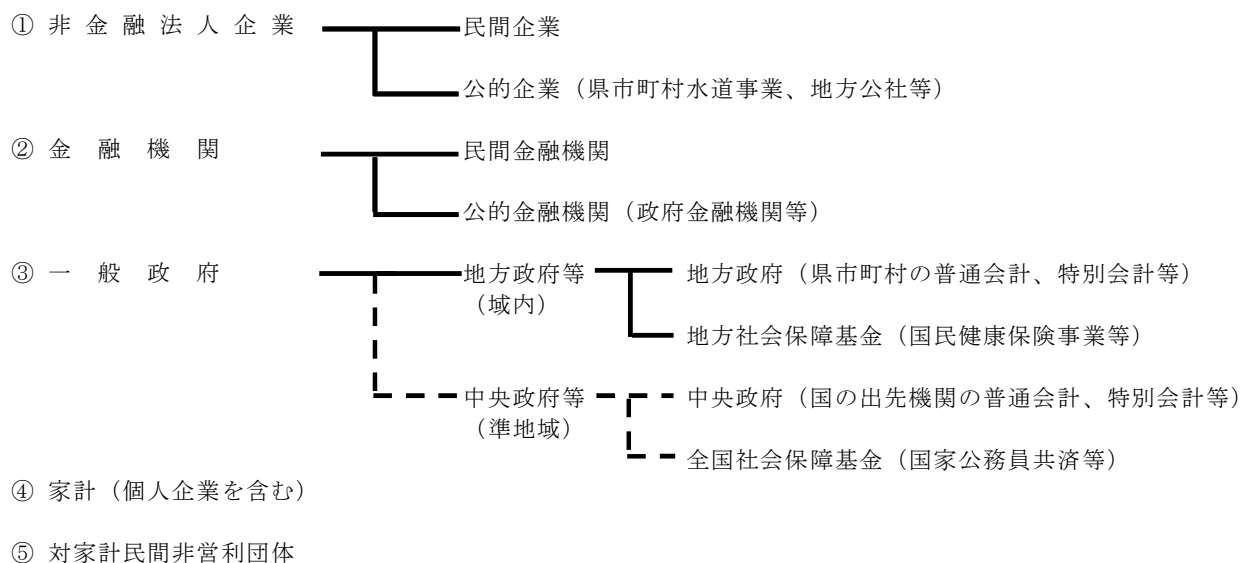
〈経済活動別分類〉

平成23年基準以降	
	1 農林水産業 2 鉱業 3 製造業 4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 5 建設業 6 卸売・小売業 7 運輸・郵便業 8 宿泊・飲食サービス業 9 情報通信業 10 金融・保険業 11 不動産業 12 専門・科学技術、業務支援サービス業 13 公務 14 教育 15 保健衛生・社会事業 16 その他のサービス

（再掲）

市場生産者	
一般政府	（政府）下水道 （政府）廃棄物処理 （政府）水運施設管理 （政府）航空施設管理（国営） （政府）公務 （政府）教育 （政府）社会教育 （政府）学術研究 （政府）保健衛生・社会福祉
対家計民間非営利団体	（非営利）教育、（非営利）社会教育、 （非営利）自然・人文科学研究機関、 （非営利）社会福祉、（非営利）その他

< 制度部門別分類 >



※ ④家計のうち帰属家賃は不動産業に対応し、個人企業はそれぞれが属する産業に対応する。

(2) 経済活動別市町村内総生産

経済活動別市町村内総生産とは、市町村内の生産活動によって新しく付加された価値の貨幣評価額を、各経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入額を控除したものにあたります。

各経済活動の産出額は、事業所で生産されるすべての財・サービスの生産額の総計をいいます。総計には自家生産・自家消費の財・サービスも含まれます。これには、自社開発ソフトウェアや企業内研究開発、FISIM 産出額のように一次統計調査では、把握できないものが含まれますが、積上げによる推計の場合は、これについて別途推計して経済活動に加算します。

中間投入とは、生産の過程で原材料・光熱水道・間接費等として投入された財・サービスをいい、有形及び無形固定資産は中間投入には含まれません。なお、積み上げて推計される経済活動の場合、中間投入となるサービスのなかには一次統計調査では調査されない項目、FISIM 消費額及び政府手数料を含む点に留意が必要です。

間接的に計測される金融仲介サービス (Financial Intermediation Services Indirectly Measured, FISIM)

金融機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがあります。

このサービスの価額を間接的な測定方法を用いて推計したものを「間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM)」といい、通常の財貨・サービスの一つとして位置づけられています。

FISIM は他の財貨・サービスと同様に生産系列において金融業が産出するサービスの一つとして推計され、産出された FISIM は各制度単位 (又は制度部門) が消費します。その FISIM 消費額推計においては、金融仲介サービスの持つ性質から制度部門別に推計されます。

(3) 市町村民所得の分配

市町村民所得の分配とは、一定期間内に市町村内居住者が、その所有する土地、資本、労働などの生産要素を生産活動に提供した結果、地代、賃金、企業利潤などとして市町村内外から受け取った所得をいいます。

① 雇用者報酬

雇用者報酬とは、雇用者が労働の対価として雇主から受け取るすべての現金、現物給与をいいます。社会保障、民間年金、損害保険、生命保険の掛金など、雇主の雇用者福祉に対する負担もここに含まれます。

なお、ここでの雇用者とは県内に居住する就業者のうち個人事業主と無給の家族従業者以外の人々のことで、法人企業役員や特別職の公務員、議員などもここに含まれます。

雇用者報酬は、以下の項目に分けられます。

ア 賃金・俸給

- a 現金給与（所得税、社会保障基金雇用者負担等控除前）
- b 現物給与（自社製品、食券、通勤定期券等の支給）
- c 役員報酬（給与・賞与）
- d 議員歳費等
- e 給与住宅差額家賃（社宅、公務員住宅等が市中家賃より低廉な家賃により従業者に提供されている場合、市中平均家賃と従業者支払家賃との差額を入居者の受け取った現物給与の一種とみなして計上します。）

イ 雇主の現実社会負担

一般政府を構成する社会保障基金への雇主負担額で、政府管掌の社会保障制度のほか、健康保険組合、共済組合、年金基金等への負担額をいいます。

ウ 雇主の帰属社会負担

- a 退職一時金
- b 公務災害補償
- c その他（労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働災害補償責任保険等）

② 財産所得

財産所得とは、自己の所有する資金、土地等の有形固定資産や著作権、特許権等の無形資産を貸与した結果発生する所得をいい、具体的には次のものがあります。

ア 利子

イ 法人企業の分配所得（ただし、家計の受取は配当のみ）

ウ その他の投資所得

エ 賃貸料

財産所得に含まれる賃貸料は、土地や特許権、商標権、著作権等の無形資産に対するものに限られます。建物（住宅を含む）、構築物、機械設備など、再生産可能な有形固定資産の賃貸に関する賃貸料は財産所得には含まれません。

③ 企業所得

企業所得とは、法人企業（公的企業を含む）や個人企業が生産活動のために提供した生産要素、すなわち土地や資本に分配された所得のことで、生産面で得られた営業余剰に企業の受け取った財産所得を加え、支払った財産所得を引いたものをいい、企業会計でいう経常利益に相当する概念に近いものです。

なお、個人企業には個人が自己の居住のために所有する住宅の家賃相当額、いわゆる帰属家賃が含まれています。

また、個人企業の受取財産所得は、企業経理と明確に区別しにくい面があるため全額を家計分とみなし、企業所得には含めません。支払財産所得のうち賃貸料は、全額個人企業の支払として取り扱い、利子部分については消費者負債利子とその他の利子に区分し、前者を家計、後者を個人企業の支払として計上しています。

参考：「県民経済計算推計方法ガイドライン公表版（平成 27 年基準版）」（内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部）

(https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kenmin/files/contents/sakusei.html)

○市町村経済計算の用語解説

1 SNA

「System of National Accounts」の略称で、「国民経済計算」又は「国民経済計算体系」と訳される。国際連合が示す基準に従って、加盟各国が相互比較可能な形で、それぞれの経済循環を体系的に明らかにすることを目的とした統計のこと。現在は2008年に国連が加盟国に導入を勧告した「08SNA」に基づき推計されている。

島根県市町村民経済計算は、「08SNA」を踏まえた「島根県県民経済計算」の計数を各種統計指標により市町村に按分推計している。そのため、推計概念は県民経済計算に準拠する。

2 市町村内総生産（生産）

市町村内において、各年度内に生産活動によって新たに生み出された付加価値の合計。国のGDP（国内総生産）に当たる。

・市町村内総生産＝産出額－中間投入

① 産出額^(注1)

製造業やサービス業などの各経済活動によって生産された財貨・サービスの価値を市場価格で合計したもの。（生産総額）

② 中間投入^(注1)

生産活動に必要な原材料や光熱水費などの経費。産出額に内包されている。

3 市町村内純生産^(注2)

市町村総生産から、建物や設備などが生産課程において減耗する価格分である「固定資本減耗」を除いたもの。付加価値の純増分。

市町村内純生産（市場価格表示）

＝市町村内総生産－固定資本減耗

市町村内純生産（要素費用表示）

＝市町村内純生産（市場価格表示）

－（生産・輸入品に課される税－補助金）

① 固定資本減耗

生産の過程において生じる構造物や機械設備などの減耗分で、通常の摩損及び損傷（減価償却）と火災、風水害等の偶発事故による損失のうち通常に予想される額（資本偶発損）からなる。

② 生産・輸入品課される税

財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に際して生産者に課せられる租税で、税法上損金算入が認められ、かつその負担が最終消費者に転嫁されるものを指す。

具体的には消費税、関税、酒税など。

③ 補助金

一般政府（国・県・市町村）から市場生産者（民間企業等）に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられる経常交付金。補助金により、その額だけ市場価格を低下させることができるため、負の間接税とみなすことができる。なお、投資・資本資産・運転資産の損失補償のために支払われる移転は資本移転に分類される。また～補助金という名称であっても、地方自治体や対家計民間非営利団体等の市場生産者以外に支払われる場合は含まれない。

(注1) 島根県市町村民経済計算においては、利用する統計の制約等の問題から、一部の経済活動を除き、産出額、中間投入額は推計していない。

(注2) (注1)と同様の理由により、すべての経済活動で市町村内純生産は推計していない。

4 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取引される価格（生産者・購入者価格）で評価する方法をいう。

一方、要素費用表示とは、生産のために必要とされる要素（生産要素）に対して支払った費用（雇用者報酬は労働への費用、固定資本減耗は資本等に対する費用）で評価する方法をいう。

市町村民経済計算では、生産（総生産）は市場価格表示、分配（所得）は要素費用表示により値を表している。

5 市町村民所得（分配）

生産活動や投資活動の成果として雇用者や事業所などが受け取る（配分される）所得の総額で、「雇用者報酬」「財産所得」「企業所得」からなる。なお、居住者に着目し推計するため、他の市町村（県外含む）で得られた報酬なども含まれる。

① 雇用者報酬

市町村内に居住地を有する雇用者が、労働の報酬として雇主から受け取る現金及び現物給与をいう。これらの所得は、賃金・俸給に加え、雇主の社会負担や、雇用者の社会負担も含まれる。

ア 賃金・俸給

現金給与、役員報酬（給与・賞与）、議員歳費当、現物給与及び給与住宅差額家賃からなる。

現物給与とは、自社商品の支給や消費物資の廉価販売などを示す。

給与住宅差額家賃とは、社宅などで市成家賃と比べ低廉な家賃により、従業者に提

供されている場合の市中家賃（市中平均家賃）と従業者の負担分との差額は現物給与の一種とみなしここに計上する。

イ 雇主の社会負担

雇主の社会負担は、a 雇主の現実社会負担及びb 雇主の帰属社会負担からなる。

a 雇主の現実社会負担

社会保障制度を管理する社会保障基金や、企業年金を管理する年金基金に対する雇主の負担額で有り、健康保険、厚生年金、雇用保険、退職一時金（民間等）などの社会保障基金や企業年金などが該当する。

b 雇主の帰属社会負担

雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分で、社旗保証基金や年基金によらない退職一時金（政府等）や公務災害補償などへの雇主負担からなる。

② 財産所得^(注3)

非企業部門である「家計（個人企業は除く）」、「一般政府（地方政府等）」、「対家計民間非営利団体」における財産運用収入のことで、利子及び配当、地代（土地の純賃貸料）などが該当する。構築物（住宅を含む）、設備、機械、など再生産可能な有形固定資産に係る賃貸料はサービスの販売に該当し、財産所得には含まれない。

受取額から支払額を控除して求めるため、マイナスとなる場合もある。

ア 利子

受取は、金融資産の所有者が受け取る所得であり、一般預貯金利子、有価証券利子、

(注3) 島根県市町村民経済計算においては、ア利子～エ賃貸料の内訳は表章せず、受払後の合計を掲載している。

信託利子などからなる。

また支払は家計などが消費活動の資金などの一部として金融機関などから借入した資金に対して支払う利子の合計をいう。

但し家計の利子においても一般にいう「住宅ローン」に該当する資金は個人企業が支払うものとなる（持ち家の帰属家賃＝サービスの産出）ため、主要系列表上では利子の表章には含まれていない。

イ 法人企業の分配所得

株式・出資金に対する配当の他、公営住宅使用料などからなる。

ウ その他の投資所得

生命保険、非生命（損害）保険の帰属収益（保険契約者の資産から生じる投資所得）並びに保険契約者配当などからなる。

エ 賃貸料

「土地」の資産運用に対する賃貸料をいう。「住宅」「建物」「設備」等に対する賃貸料は、サービスの販売と見なす。

③ 企業所得

企業部門である「民間法人企業」、「公的企業」、「個人企業」が受け取る所得で、企業の営業余剰・混合所得に加え財産所得の受け払いを計上したもの。

なお、個人企業の所得には（持ち家の帰属家賃）が含まれる。

6 持ち家の帰属家賃

実際には、家賃の支払いを伴わない自己所有住宅（持ち家）についても通常の借家や借間と同様のサービスが生産・消費されるものと仮定して、それを市場価値で評価した帰属計算上の家賃をいう。

生産では「不動産業」の総生産、分配では「個人企業」の企業所得に含まれる。

7 制度部門別分類

市町村内総生産で述べた「経済活動別分類」が（財貨・サービス）の流れに着目した分類であるのに対し、「制度部門別分類」は、（資金）の流れ、つまり所得の受け払いや財産所有運用に関する意思決定を行う制度単位に着目した分類のことである。

取引主体は主として機能、行動、目的などを基に次の5つに大別される。

① 非金融法人企業

金融機関以外の法人、準法人企業。営利社団方針（株式、合名、合資、合同会社）、医療機関、特殊法人等の一部が含まれる。

また、財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

② 金融機関

主に金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人、準法人企業・金融的正確を持つ市場生産（保険業務など）に従事する非営利団体も含まれる。

③ 一般政府

当該市町村に所在する県・市町村及び市町村によって設定される地方社会保障基金から構成される。

④ 家計

生計をともにするすべての居住者の小集団。自営の個人企業も含まれる。

⑤ 対家計民間非営利団体

政府により支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サ

ービスを供給する全ての非営利団体により構成される。

具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体などが該当する。

2. 市町村民経済計算の推計方法の概要

※（ ）は各資料の作成者。
以後同一資料の場合、記載省略。

区 分	推 計 方 法 の 概 要	資 料 名 等
生産系列		
1. 農林水産業		
(1) 農業		
① 農業	県内総生産 × 市町村別生産農業価格（生産農業価格×農産物販売価格の対県比）の割合	農業センサス（農林水産省） 中国農林水産統計データ集（中国四国農政局） 経済センサス（経済産業省）
② 農業サービス	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	
(2) 林業		
① 素材	県内総生産 × 市町村別樹種別伐採面積の割合	農林業センサス
② 薪炭、きのこ、林野副産物	県内総生産 × 市町村別推計生産額（単価×量）の割合	特用林産物の市町村別生産量（林業課）
③ 育林	県内総生産 × 市町村別①②の総生産の計の割合	
(3) 水産業		
① 海面漁業	県内総生産 × 市町村別魚種別漁獲量の割合	中国農林水産統計データ集
② 海面養殖業	県内総生産 × 市町村別養殖魚種別収穫量の割合	中国農林水産統計データ集
③ 内水面漁業	県内総生産 × 市町村別推計漁獲高の割合	中国農林水産統計データ集
④ 内水面養殖業	県内総生産 × 市町村別個人漁業経営体数の割合	漁業センサス（農林水産省）
⑤ 自家加工	県内総生産 × 市町村別販売金額の割合	漁業センサス
2. 鉱業	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
3. 製造業	県内総生産 × 市町村別粗付加価値額の割合	工業統計（経済産業省）
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業		
① 電気		
ア、発電部門	県内総生産 × 市町村別発電出力の割合	島根県統計書（県・統計調査課）
イ、送配電部門	県内総生産 × 市町村別変電所出力×総人口の割合	島根県地域防災計画（資料編）（県・防災危機管理課） 国勢調査（総務省）推計人口（県・統計調査課）
② ガス業	県内総生産 × 市町村別産出額の割合	関係機関へ照会
③ 水道業	県内総生産 × 市町村別産出額の割合	公営企業会計決算書（県・企業局）、市町村財政概況（県・市町村課）
④ 廃棄物処理業（民間分）	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
⑤ 廃棄物処理業（政府分）	県内総生産 × 市町村別人件費の割合	市町村財政概況
5. 建設業		
① 土木工事	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
② 建築工事	県内総生産 × 市町村別新增分家屋決定価格の割合	固定資産の価格等の概要調査（総務省）
③ 補修工事	県内総生産 × 市町村別家屋床面積の割合	固定資産の価格等の概要調査（総務省）
6. 卸売・小売業		
① 卸売業	県内総生産 × 市町村別（年間販売額＋その他の収入）の割合	商業統計（経済産業省）、経済センサス
② 小売業	県内総生産 × 市町村別（年間販売額＋その他の収入）の割合	商業統計、経済センサス
7. 運輸・郵便業		
① 鉄道業（JR・一畑電車）	県内総生産 × 市町村別乗降客数の割合	島根県統計書
鉄道業（索道）	県内総生産 × 市町村別営業収益の割合	市町村財政概況
② 道路運送業（旅客・貨物）		
ア、道路旅客業		
i 定期運行バス（市バス等）	県内総生産 × 市町村別推計産出額の割合	交通対策課提供資料、関係機関へ照会
ii 観光バス	県内総生産 × 市町村別自動車登録台数（乗合）の割合	島根県統計書
iii タクシー	県内総生産 × 市町村別事業用乗用車台数の割合（タクシー台数）	営業区域別ハイタク事業の概況（中国運輸局HP）
イ、貨物輸送運送業	県内総生産 × 市町村別事業用トラック台数の割合（トラック台数）	トラック事業車両数の推移（中国運輸局HP）
③ 水運業	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
④ 航空輸送業	県内総生産 × 市町村別国内定期航空運航実績（空港別・人キロメートル）の割合	航空輸送統計年報（国土交通省）
⑤ 輸送施設提供業		
ア、地方有料道路・公営駐車場	県内総生産 × 市町村別営業収入の割合	市町村財政概況
イ、民営駐車場	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
ウ、高速道路・一般有料道路	県内総生産 × 市町村別（IC別）の料金収入推計額の割合	島根県統計書、関係機関へ照会
⑥ その他（倉庫、こん包、旅行業等）	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
⑦ 郵便業	県内総生産 × 市町村別総人口の割合	国勢調査・県推計人口
⑧（政府）水運施設管理	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
⑧（政府）航空施設管理	県内総生産 × 市町村別国内定期航空運航実績（空港別・人キロメートル）の割合	航空輸送統計年報
8. 宿泊・飲食サービス業		
① 飲食サービス業	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
② 旅館・その他の宿泊所	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス

区 分	推 計 方 法 の 概 要	資 料 名 等
生産(続き)		
9. 情報通信業		
① 電信・電話業		
ア、電信・電話	県内総生産 × 市町村別総人口の割合	国勢調査・県推計人口
イ、その他（通信サービス業等）	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
② 放送業		
ア、公共放送（NHK）	県内総生産を事業所の所在する松江市に計上	
イ、民間放送（TV・ラジオ）	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	日本民間放送年鑑（日本民間放送連盟）
ウ、有線放送	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
③ 情報サービス業	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
④ 映像・音声・文字情報制作業	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
10. 金融・保険業		
① 金融業		
ア、F I S I M生産額		
i 民間	県内総生産 × 市町村別常勤職員数の割合	経済センサス、関係機関へ照会
ii 公的	県内総生産 × 市町村別手数料推計額・総人口の割合	国勢調査、県推計人口
イ、手数料		
i 松江市以外に店舗を有する金融機関（ii～viを除く）	県内総生産 × 市町村別常勤職員数の割合	関係機関へ照会
ii 農協	県内総生産 × 市町村別（総利益×組合員数）の割合	経済センサス
iii 証券会社	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
iv ノンバンク	県内総生産 × 銀行勘定の市町村別常勤職員数の割合	関係機関へ照会
v 郵貯銀行	県内総生産 × 市町村別総人口の割合	国勢調査、県推計人口
vi その他	県内総生産を事業所の所在する松江市に計上 （日本政策投資銀行・中小企業金融庫など）	
② 保険業		
ア、生命保険		
i 生命保険会社	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
ii 農協共済事業	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
iii かんぽ生命	県内総生産 × 市町村別総人口の割合	国勢調査、県推計人口
iv その他	県内総生産を事業所の所在する松江市に計上（全国共済農協連合会・全労済など）	
イ、年金基金		
i 国民年金基金・連合会	県内総生産 × 市町村別加入者数の割合	関係機関へ照会
ii 勤労者退職金共済機構	県内総生産を事業所の所在する松江市に計上	
iii その他	県内総生産 × 市町村別全産業の従業者数の割合（厚生年金基金など）	経済センサス
ウ、非生命保険		
i 損害保険会社	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
ii 農業共済組合	県内総生産 × 市町村別常勤職員数の割合	農林水産総務課提供資料
iii 定型保証 全国保証協会 住宅ローン	県内総生産 × 市町村別保証承諾金額の割合	関係機関へ照会
iv その他	県内総生産を所在する松江市に計上（火災共済・漁業共済組合など）	経済センサス、関係機関へ照会
11. 不動産業		
① 住宅賃貸業	県内総生産 × 市町村別住宅床面積の割合	固定資産の価格等の概要調査（総務省）
② 不動産仲介業	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
③ 不動産賃貸業	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業		
① 獣医業	県内総生産 × 市町村別従業者数（獣医師数）の割合	関係機関へ照会
② 上記以外	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
13. 公務	県内総生産 × 市町村別従業者数・延床面積・人件費等の割合 ※一部積上げ項目あり	関係機関へ照会 財政状況調査表（県・財政課） 市町村財政概況
14. 教育	県内総生産 × 市町村別従業者数・教職員数の割合	経済センサス、学校基本調査（文部科学省）
15. 保健衛生・社会事業		
① 介護	県内総生産 × 市町村別介護納付金の割合	国民健康保険事業年報（厚生労働省）
② 上記以外	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
16. その他のサービス	県内総生産 × 市町村別従業者数の割合	経済センサス
17. 輸入税に課される税等	輸入品に課される税等総額 × 1 ～ 16 の各市町村別総生産の割合	

区 分	推 計 方 法 の 概 要	資 料 名 等
分配系列		
(1) 雇用者報酬		
① 賃金・俸給		
ア、現金現物給与	各業種の県内現金現物給与 × 市町村別雇用者数の割合	経済センサス、国勢調査
イ、役員（給与・賞与）	各業種の県内役員給与・賞与 × 市町村別役員数の割合	国勢調査
ウ、議員歳費等		
i 県	県内議員歳費等×市町村議員等数の割合	
ii 市町村	決算書より積み上げ	市町村財政概況
エ、給与住宅差額家賃	県内給与住宅差額家賃 × 市町村別給与住宅の世帯数の割合	国勢調査
② 雇主の現実社会負担	県内雇主の現実社会負担 × 市町村別現金現物給与の割合	
③ 雇主の帰属社会負担		
ア、帰属年金負担	県内雇主の帰属年金負担 × 市町村別雇主の帰属非年金負担の割合	
イ、帰属非年金負担		
i 退職一時金		
a 国・市町村	国：照会資料より積み上げ 市町村：決算書より積み上げ	関係機関へ照会 市町村財政概況
b 県	県内退職一時金（県）×市町村別従業者（公務）の現金給与の割合	財政状況調査表
ii 公務災害補償		
a 国・市町村	国：照会資料より積み上げ 市町村：決算書より積み上げ	関係機関へ照会 市町村財政概況
b 県	県内公務災害補償金 × 市町村別従業者（公務）の現金給与の割合	財政状況調査表
iii その他	県内その他雇主の現実社会負担 × 市町村別現金現物給与の割合	関係機関へ照会 市町村財政概況
(2) 財産所得（非企業部門）		
① 一般政府		
ア、県	県内財産所得（県） × 市町村別雇用者数（公務）の現金給与の割合※一部積み上げ	事業報告書（島根県立大学）
イ、市町村	決算書より積み上げ	市町村財政概況
ウ、社会保障基金	県内社会保障基金の財産所得 × 市町村別総人口の割合	国勢調査、県推計人口
② 家計		
ア、利子（受取）	県内利子（受取）額 × 市町村別（雇用者報酬＋個人企業所得）の割合	
イ、利子（支払）	県内利子（支払）額 × 市町村別（雇用者報酬＋個人企業所得）の割合	
ウ、配当（受取）	県内配当（配当金）額 × 市町村別（雇用者報酬＋個人企業所得）の割合	
エ、その他の投資所得	県内その他の投資所得 ×市町村別総人口の割合	国勢調査、県推計人口
オ、賃貸料	県内家計賃貸料 × 市町村別固定資産税収入済額（土地分）の割合	市町村財政概況
③ 対家計民間非営利団体	県内対民間非営利団体の財産所得 × 市町村別従業者数の割合 （対民間非営利団体の従業者）	経済センサス
(3) 企業所得（法人企業の分配所得受払後）		
① 民間法人企業	県内民間法人企業所得 × 市町村別市町村民税（法人税割）の割合	市町村財政概況
② 公的企業		
【国】		
ア、西日本高速道路	左の公的企業所得を松江市へ計上	照会資料等
イ、日本下水道事業団	左の公的企業所得を松江市へ計上	
ウ、日本たばこ産業	左の公的企業所得 × 市町村たばこ税の割合（松江市、浜田市へ計上）	市町村財政概況
エ、西日本電信電話	左の公的企業所得 × 加入電話数の割合	島根県統計書
オ、日本放送協会	左の公的企業所得を松江市へ計上	
カ、郵政事業	左の公的企業所得 × 市町村別総人口の割合	国勢調査、県推計人口
キ、郵便貯金	左の公的企業所得 × 市町村別総人口の割合	国勢調査、県推計人口
ク、日本政策投資銀行	左の公的企業所得を松江市へ計上	
ケ、日本政策金融公庫	左の公的企業所得を松江市へ計上	
コ、財政投融资特別会計	左の公的企業所得 × 市町村別総人口の割合	国勢調査、県推計人口
ス、かんぽ生命・郵便年金	左の公的企業所得 × 市町村別総人口の割合	国勢調査、県推計人口
セ、勤労者退職金共済機構	左の公的企業所得を松江市へ計上	
ソ、国立病院機構 等	左の公的企業所得 × 職員数の割合（松江市、浜田市へ計上）	照会資料等
【県】	（原則式）＝県内公的企業所得（県） × 市町村別職員数の割合	
ア、土地開発公社	左の公的企業所得を松江市へ計上	決算報告書（損益計算書）
イ、住宅供給公社	左の公的企業所得を松江市へ計上	決算報告書（損益計算書）
ウ、中央病院	左の公的企業所得を出雲市へ計上	決算報告書（損益計算書）
エ、こころの医療センター 等	左の公的企業所得を出雲市へ計上	決算報告書（損益計算書）
【市町村】	市町村決算書より積み上げ	
③ 個人企業		
ア、農林水産・その他の産業	県内個人企業所得（農林水産・その他の産業） × 市町村別個人事業主の割合	国勢調査
イ、持ち家	県内個人企業所得（持ち家） × 市町村別住宅床面積の割合	固定資産の価格等の概要調査（総務省）

3 経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類の対応表

JSNA 経済活動分類 (2015年 (平成27年) 基準)	日本標準産業分類 (2013年 (平成25年) 10月改定) ※1
1 農林水産業 01 農業 02 林業 03 水産業	01 農業 (0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス業) 02 林業 0113 野菜作農業(きのこ類の栽培を含む)のうち「きのこ類の栽培」 03 漁業 (水産養殖業を除く) 04 水産養殖業
2 鉱業 04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業 05 食料品 06 繊維製品 07 パルプ・紙・紙加工品 08 化学 09 石油・石炭製品 10 窯業・土石製品 11 一次金属 12 金属製品 13 はん用・生産用・業務用機械 14 電子部品・デバイス 15 電気機械 16 情報・通信機器 17 輸送用機械 18 印刷業 19 その他の製造業	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜業 11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品) 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 化学工業 (1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」→食料品) 17 石油・石炭製品製造業 21 窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業(電気機械器具を除く)のうち「空港等で行われる航空機整備」 15 印刷・同関連業 12 木材・木製品製造業 (家具を除く) 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く) ※3 19 ゴム製品製造業 20 なめし皮・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道業・廃棄物処理業 20 電気業 21 ガス・水道・廃棄物処理業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361 上水道業のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業 22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業 (設備工事業を除く) 08 設備工事業

J S N A 経済活動分類 (2015年 (平成27年) 基準)	日本標準産業分類 (2013年 (平成25年) 10月改定)
6 卸売・小売業 23 卸売業 24 小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 (5895 料理品小売業のうち「製造小売分」→食料品製造業) 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 (6033 調剤薬局のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋
7 運輸・郵便業 25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業 (信書便事業を含む) 861 郵便局のうち「郵便」 862 郵便局受託業 693 駐車場業 (自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。路面上に設置される駐車場は除く) 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業 26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業 (のうち会社の寄宿舎、学生寮等を除く) 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 (7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」→「教育」)
9 情報通信業 27 通信・放送業 28 情報サービス・映像音声文字情報制作業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業 39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業 29 金融・保険業	62 銀行業 63 協同組織金融業 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 (6421 質屋→小売業) 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
11 不動産業 30 住宅賃貸料 31 その他の不動産業	692 貸家業、貸間業 ※2 帰属計算する住宅賃貸料 68 不動産取引業 691 不動産賃貸業 (貸家業、貸間業を除く) (6912 土地賃貸業を除く) 693 駐車場のうち自動車の保管を目的とする駐車場 (所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む) 694 不動産管理業

JSNA 経済活動分類 (2015年 (平成27年) 基準)	日本標準産業分類 (2013年 (平成25年) 10月改定)
12 専門・科学技術、業務支援サービス業 32 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業 (他に分類されないもの) (727 著述家・芸術家業→その他のサービス) 73 広告業 74 技術サービス (他に分類されないもの) (746 写真業→その他のサービス業) 91 職業紹介・労働派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務 33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育 34 教育	7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 (821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業→その他のサービス) (8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 →保健衛生・社会事業)
15 保健衛生・社会事業 35 保健衛生・社会事業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 (8511 社会保険事業団体→公務)
16 その他のサービス 36 その他のサービス	014 園芸サービス 727 著述・芸術家業 746 写真業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス (うち791 旅行業→運輸・郵便業) 80 娯楽業 821 社会教育 823 学習塾 824 教養・技能教授業 87 共同組合 (他に分類されないもの) 89 自動車整備業 90 機械等修理業 (別掲を除く) ※3 (901 機械修理業 (電気機械器具を除く) のうち 「空港等で行われる航空機整備」→輸送機械製造業) 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業 (952 と畜業→食料品製造業)

※1 表中の日本標準産業分類の番号は「2桁：中分類」、「3桁：小分類」、「4桁：細分類」番号を示す。

※2 日本標準産業分類に「帰属計算する住宅賃貸業」はない。自己所有住宅などについても通常の借家や借間と同様にサービスが生産され消費されるものとの仮定し、市場価格で評価した帰属計算上の住宅賃貸料を示す。

※3 日本標準産業分類自体が (別掲を除く) という表記であり、本表上に別掲される項目は記載していない。